



東京地方裁判所
民事第34部合議甲B係 殿

令和4年9月14日

経済産業省 貿易経済協力局
貿易管理部 安全保障貿易管理課長

調査嘱託書に対する回答について

令和4年7月28日付け照会のあった標記の件については、下記のとおり回答します。

記

平成28年6月2日及び平成30年2月21日時点において、令和4年4月18日付け東京法務局訟務部長から経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課長宛ての「争訟事件に関する資料の提供について（依頼）」（以下「本件依頼」という。）と同様の照会を輸出者や行政機関から受けたと仮定した場合には、別紙記載の1～3の各解釈（以下「本各解釈」という。）と同様の回答を示したものと考えられます。

その根拠は、以下のとおりです。

- ・噴霧乾燥器の規制に関する輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）及び輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）（以下「貨物等省令」という。）の規定が平成25年10月15日に施行された当初から改正されていないこと。
- ・また、輸出貿易管理令の文言の解釈を示した「輸出貿易管理令の運用について」（輸出注意事項62第11号・62貿局第322号）（以下「運用通達」という。）における噴霧乾燥器に関する規定についても、平成25年10月15日から現在に至るまで改正されていないこと。

なお、本各解釈は、貨物等省令の文理解釈及び外国為替及び外国貿易法（昭

和二十四年法律第二百二十八号) (以下「外為法」という。) 第48条第1項等の趣旨より導かれております。

(解釈1について)

貨物等省令第2条の2第2項第5号の2ハ(以下「本件要件ハ」という。) は、「滅菌又は殺菌をすることができるもの」と規定するのみで、その文言上、「殺菌」の具体的方法は規定されておらず、方法はなんら限定されておられません。

この点、外為法第48条第1項等の趣旨が、軍事転用可能な貨物の輸出管理等を行うことで、我が国を含む国際社会の平和及び安全を維持すること等にあることからすれば、方法を問わず、危険性の高い細菌等の微生物を「殺菌」することができれば、当該噴霧乾燥器は生物兵器等への転用に適しているものと考えられるため、輸出管理の必要性が高いと考えられます。

したがって、運用通達においても、「滅菌又は殺菌をすることができるもの」とは、「物理的手法(例えば、蒸気の使用)あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。」との解釈が示されています。

ここで「殺菌」の方法について、「物理的手法(例えば、蒸気の使用)あるいは化学物質の使用」と規定されており、物理的手法において「例えば、蒸気の使用」とされているのは例示に過ぎず、その具体的な方法は限定されていないことから、あらゆる方法が含まれていると解されます。

(解釈2について)

本件要件ハは、「殺菌をすることができるもの」と規定するのみであり、その文言上、「殺菌」の対象を全ての種類の細菌等の微生物とすべきことまでは要求していません。

前記1のとおり、外為法第48条第1項等の趣旨が、軍事転用可能な貨物の輸出管理等を行うことで、我が国を含む国際社会の平和及び安全を維持すること等にあることからすれば、危険性の高い細菌等の微生物のうち一種類でも殺菌をすることができれば、当該噴霧乾燥器は生物兵器の製造等への転用に適しているものと考えられるため、輸出管理の必要性が高いと考えられます。

こうした解釈は、運用通達からも導かれます。本件要件ハについては、「当

該装置から全ての生きている微生物を除去」、あるいは、「当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊」を意味するとの解釈が示されており、それぞれ前者は「滅菌」、後者は「殺菌」を意味しております。前者と後者が明確に異なる文言で規定されていることに鑑みれば、後者の「殺菌」が、全ての生きている微生物の伝染能力の破壊まで求めるものではないと解されます。

このため、「殺菌」の対象は、貨物等省令第2条の2第1項で規定された細菌等の微生物のうち一種類でも足りると解されます。

(解釈3について)

本件要件ハには、曝露防止構造を有することは規定されておらず、曝露防止構造の有無は本件要件ハの該当性判断に影響しません。

そもそも化学・生物兵器に関する輸出管理レジームのオーストラリア・グループ（AG）の合意において、噴霧乾燥器に曝露防止構造が備わっていることは規制要件としていません。これは、AGの規制品目リストにおいて、規制の対象となる品目とするため、一定の要件を課すことにより規制対象外の貨物と区別する必要があるところ、噴霧乾燥器については、「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」との要件を課すことで、規制対象外の貨物との区別ができ、かつ、作業員の安全も考慮されるとして、当該要件が規定されたと解されます。

我が国では、このAGの合意における噴霧乾燥器の規制要件やその趣旨を踏まえて本件要件ハを定めたことから、曝露防止構造の有無は、本件要件ハの該当性判断に影響しないものと解されます。

最後に、経済産業省の外為法の運用について補足します。経済産業省では、輸出者が特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物を輸出するに当たり、外為法に基づき経済産業大臣の事前の許可を要する対象品目を政省令において規定するとともに、運用通達において「輸出令別表第一中解釈を要する語」の解釈を示す等の運用をしてきております。

その上で、特定の貨物の該非の判断（以下「該非判定」という。）に際して、輸出者が政省令や通達の規定を基にしてもなお該非判定が困難である場合に備えて、該非判定に関する問い合わせの窓口を設けており、当該輸出者が適切に該非判定を行えるよう、必要な政省令の解釈を補足する形で、解釈に関する質問に対応する運用をしてきております。

こうした輸出者からの照会に関する運用は、「特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について」（平

成6年3月25日付け貿易局安全保障貿易管理課)において手続を示しており、また、問い合わせの窓口は、経済産業省の安全保障貿易管理に関するホームページ上において、電話番号やメールアドレスを公表しています。

以上の輸出者に対する運用と同様に、経済産業省では、行政機関から該非判定に関する見解を求められた際には、本件依頼を受けて本各解釈を示したとおり、得られた情報を前提としつつ既に示している政省令の解釈を補足する形で、見解を示す運用をしております。

以上

(別紙)

令和4年4月18日付け東京法務局訟務部長宛「争訟事件に関する資料の提供について(依頼)に対する回答について」において示した輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令に関する見解

1. 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(以下「貨物等省令」という。)第2条の2第2項第5号の2ハ(以下「本件要件ハ」という。)の「滅菌又は殺菌をすることができるもの」については、「輸出貿易管理令の運用について」の輸出令別表第一中解釈を要する語の解釈中で、「物理的手法(例えば、蒸気の使用)あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう」と示しており、このうち「殺菌」の方法については、「物理的手法(例えば、蒸気の使用)あるいは化学物質の使用」と示している。
このうち、物理的手法の部分に「(例えば、蒸気の使用)」との記載があるが、蒸気の使用はあくまで例示であり、その殺菌の方法を一つの手法に限定したのではなく、あらゆる方法が含まれており、「乾熱殺菌」、すなわち加熱乾燥空気を用いた殺菌方法も含まれる。
2. 本件要件ハの「滅菌又は殺菌をすることができるもの」については、「輸出貿易管理令の運用について」の輸出令別表第一中解釈を要する語の解釈中で、「物理的手法(例えば、蒸気の使用)あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう」と示しており、「殺菌」の対象は「微生物」となる。この「微生物」とは、貨物等省令第2条の2第1項に規定している細菌等の微生物のうち一種類以上のものを指している。
3. 本件要件ハには、御指摘の曝露防止構造を有するか否かについて規定されていないため、本件要件ハに該当するか否かの判断にあたっては、当該曝露防止構造を有するか否かは影響しない。

(参考) 関連条文

○外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）

第四十八条 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2～3 （略）

○輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）

別表第一（第一条、第四条関係）における噴霧乾燥器に関する規定

	貨物	地域
三の二	(一) (略) (二) 次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち経済産業省令で定める仕様のもの 5の2 噴霧乾燥器	全地域

○輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）

第二条の二 （略）

2 輸出令別表第一の三の二の項（二）の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

五の二 噴霧乾燥器であつて、次のイからハまでの全てに該当するもの

イ 水分蒸発量が一時間あたり〇・四キログラム以上四〇〇キログラム以下のもの

ロ 平均粒子径一〇マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で平均粒子径一〇マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの

ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの

○輸出貿易管理令の運用について（輸出注意事項62第11号・62貿局第322号）

輸出令別表第一の項	輸出令別表第一中解 釈を要する語	解釈
三の二	滅菌又は殺菌するこ	物理的手法（例えば、蒸気の使用）あ

とができるもの	<p>るいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。</p>	
		<p>当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。</p>
水分蒸発量	<p>1時間あたりの最大の水分蒸発量をいう。</p>	
最小の部分品の変更	<p>噴霧ノズルの交換を含む。</p>	
平均粒子径	<p>レーザー回折により測定したものをいう。</p>	